

令和6年度も
始まります

複合がん検診・婦人科検診

問い合わせ 健康推進課 池谷久美子 ☎0024

複合がん検診(胃・肺・大腸)

受診券送付対象者(5月末～6月に送付予定)

- ◎令和3～5年度に市の複合がん検診(胃・肺・大腸)を受診した人
 - ◎令和6年3月末時点で40～65歳の5歳刻みの節目の人
 - ◎健康推進課に令和6年度複合がん検診の受診希望連絡をした人
- *受診券がお手元になくても当日会場にて受診は可能ですが、事前に受診券送付を希望する場合、申込フォームから申請するか、健康推進課にお問い合わせください。



検診会場を選べます

複合がん検診は集団検診で行います。(6月～12月の間、市内各所で実施)
詳細は、日程表(受診券裏面)や市ホームページ(後日掲載予定)をご確認ください。

複合がん検診と特定健診を同時に受けられる「セット検診」を実施しています

「セット検診」は、1日で複合がん検診と特定健診を同時に受診できるので、忙しい人におすすめです。詳細は、案内チラシ(受診券に同封予定)や市ホームページをご確認ください。



婦人科検診(子宮・乳・骨粗しょう症)

受診券送付対象者(5月末～6月に送付予定)

- ◎令和4年度に市の婦人科検診(子宮・乳)を受診した人
 - ◎令和6年3月末時点で20～70歳の5歳刻みの節目の人
 - ◎令和6年度婦人科検診受診対象者(下表参照)で、健康推進課に令和6年度婦人科検診の受診希望連絡をした人
- *令和4年度以前に婦人科検診を受診した人で、受診券送付を希望する場合、申込フォームから申請するか、健康推進課にお問い合わせください。
*令和5年度に婦人科検診を受診した人は、本年度は受診できません。



無料クーポン券送付対象者(5月末～6月に送付予定)

- ◎子宮頸がん = 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの人
- ◎乳がん = 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日生まれの人

検診内容

	検診名	対象年齢(令和6年3月31日時点)	自己負担金
複合がん検診	胃がん検診	40歳以上	1,900円
	結核・肺がん検診	40歳以上	無料
	大腸がん検診	40歳以上	1,000円
肝炎	肝炎ウイルス検査	今まで同様の検査を受けたことがない人	無料(*1)
婦人科検診	乳がん検診 (マンモグラフィ検査)	40歳以上で前年度に受診していない人	2,000円
	子宮頸がん検診	20歳以上で前年度に受診していない人	1,900円
	骨粗しょう症検診	40歳以上	1,300円(*2)

(*1) 40、45、50、55、60歳の方は無料で受診可能です。それ以外の方は1,300円です。
(*2) 40、45、50、55、60、65、70歳の方は1,300円で受診可能です。それ以外の方は2,750円です。

広報まきのはらに 広告を掲載しませんか



自主財源の確保と市内企業や個人事業者のPRなどのために、広報まきのはらに広告を掲載します。ぜひ、この機会に広告を掲載してください。

問い合わせ 秘書広報課 横山泰広 ☎0040

「広報まきのはら」に掲載する利点

広報まきのはらは、毎月15日に**15,300部**発行し、自治会に協力をいただき**全戸配布**しています。市内の公共施設のほか、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどへの配架や、市ホームページへの掲載、市公式LINEでも配信しており、**高いPR効果**があります。

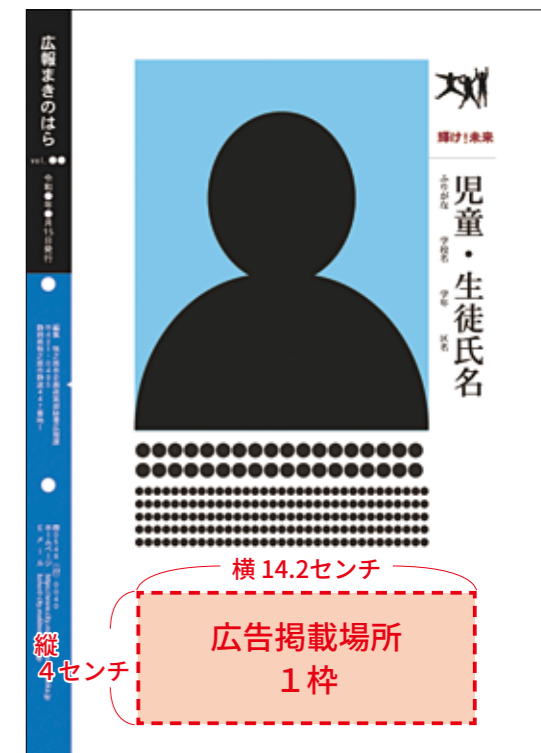
広告の掲載について

- ▶掲載枠
1枠/月
- ▶広告の大きさ、仕様
 - ・縦4センチ、横14.2センチ以内
 - ・カラー
 - ・広告掲載者の名称と連絡先を表示
- ▶掲載料
2万円/枠 ※市外の企業や事業者は3万円/枠
- ▶掲載開始時期
6月号(6月15日発行) ※予定
- ▶掲載の優先順位
 - ①市内企業や事業者
 - ②市外企業や事業者
- ▶申込方法
 - ・市ホームページや秘書広報課にある「広報まきのはら 広告掲載申込書」に添付書類などを添えて申し込む。
- 【添付書類】
 - ・広告の原稿や電子データ
 - ・事業の概要が分かる書類
 - ・資格免許証や各種証明書類の写しなど ※業種による
- ▶申込期限
5月17日(金)



▶広告掲載場所

「広報まきのはら」裏表紙の「輝け！未来」下部(イメージ図)



▶掲載しない広告の内容(一部) ※次に該当する場合は掲載できません。

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1)法律などに違反するものまたはそのおそれがあるもの | (7)美観風致を害するおそれがあるもの |
| (2)公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの | (8)公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの |
| (3)政治性のあるもの | (9)消費者との取引において、トラブルを起こすおそれがあるもの |
| (4)宗教性のあるもの | (10)その他、広告媒体として掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの |
| (5)社会問題についての主義主張 | |
| (6)個人または法人の名刺広告 | |

※他にも、業種などにより掲載できないものがあります。詳細は問い合わせください。